

神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム 授業科目の履修及び海外協定校への留学等に関する内規

(平成26年3月20日制定)

改正 平成26年12月26日 平成27年9月10日
平成28年3月17日 平成29年3月23日
平成30年3月31日 平成31年4月23日
令和2年2月28日 令和2年7月28日
令和3年2月26日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム規則（平成25年10月29日制定。）第10条及び第14条第3項の規定に基づき、EUエキスパート人材養成プログラムの授業科目、単位数等及び海外協定校への留学等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 学部プログラム及び大学院プログラムの授業科目、単位数等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(海外協定校への留学)

第3条 学部プログラム及び大学院プログラムにおける留学する欧州圏の範囲は、別表第3のとおりとする。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、授業科目の履修及び海外協定校への留学等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年12月26日から施行し、改正後の神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム授業科目等の履修に関する内規の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年9月10日から施行し、改正後の神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム授業科目等の履修に関する内規の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年度にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始した学生については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成28年度にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始した学生に適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年度にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始した学生に適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月23日から施行し、改正後の神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム授業科目等の履修に関する内規の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この内規適用の際現にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始している学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始している学生については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現にEUエキスパート人材養成プログラムの履修を開始している学生については、なお従前の例による。